

○金融庁告示第 号
農林水産省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第三号及び第四項第三号の二の規定に基づき、債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に掲げる業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年金融再生委員会農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第二十六条第三項第三号及び第四項第三号の二の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、次の各号に掲げるものとす る。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「組合等」という。）又はその子会社（法第十一条の八第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社（命令第二十六条</p>	<p>1 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「組合等」という。）又はその子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）が合算して、基準議決権数（法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社（命令第二十六条</p>

<p>第三項第三号及び第四項第三号の二に規定する業務を行う会社をいう。以下同じ。)の議決権(法第十一條の八第二項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該組合等又はその子会社である信託兼営銀行(法第八十七條の二第一項第一号(法第百條第一項において準用する場合を含む。))に規定する信託兼営銀行をいう。)から当該特定会社が取得した債権</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>2 法第十一條の八第三項(法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、前項第二号イ及び第五号に規定する議決権について準用する。</p>	<p>第三項第三号及び第四項第三号の二に規定する業務を行う会社をいう。以下同じ。)の議決権(法第十一條の六第二項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該組合等又はその子会社である信託兼営銀行(法第八十七條の三第二項第六号イ(法第百條第一項において準用する場合を含む。))に規定する信託兼営銀行をいう。)から当該特定会社が取得した債権</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>2 法第十一條の六第三項(法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、前項第二号イ及び第五号に規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	